平成２２年（フ）第４９２号
北海道寿都郡寿都町字大磯町175番地、住民票上の住所札幌市厚別区厚別東１条２丁目４番17―106号
債務者　小島　光博
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５２１号
北海道北斗市久根別２丁目３番22号　グリーンガーデンⅡ106
債務者　堺　　翔太
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５２２号
函館市白鳥町13番19号
債務者　坂本　昌之
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５２９号
函館市神山３丁目65番20号
債務者　野口　郁子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０６号
北海道北見市北進町１丁目10番４―36号
債務者　畑田百合子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
青森県十和田市東二十四番町27番１号　岩城貸家
債務者　中野　博美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１３４号
岩手県一関市銅谷町12番１―224号　県営アパート
債務者　菊池美奈子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５４４号
群馬県前橋市西片貝町５丁目23番地16　パールハイツ106号
債務者　木下　賢治
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５４５号
群馬県伊勢崎市太田町190番地　ロイヤルコート302
債務者　青木　織絵
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５１号
群馬県前橋市朝倉町２丁目２番地８
債務者　室岡　良子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５８号
群馬県伊勢崎市境新栄７番地１　セーユーコーポ境102
債務者　菊地　道子（旧姓戸田・畠山）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５９号
群馬県伊勢崎市連取町3005番地１　コンフレール連取Ａ102
債務者　仲真　　良
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５６０号
群馬県前橋市三河町１丁目７番17号
債務者　竹澤　　淳
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５６６号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字芦生田599番地１85棟103
債務者　坂部　政幸
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５６７号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字芦生田599番地１85棟103
債務者　坂部　景子（旧姓持丸）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７３号
群馬県前橋市富士見町石井772番地10
債務者　霞　　敦子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４９５号
埼玉県春日部市西親野井449番地
債務者　小林　信枝
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係